

展示公開施設開館時の 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

令和 2年10月16日策定

令和 4年 1月21日改訂

東北大学学術資源研究公開センター

0. 展示公開施設休館の経緯

◎休館決定に至る経緯

2月26日：首相のスポーツ文化イベント自粛要請を受け、文部科学大臣が文化庁所管の美術館・博物館の休館を要請。翌日より休館。

2月27日：宮城県では感染者がクルーズ船関係者以外未確認で、学校の休校措置もとられていないことから、センター施設の開館継続を決定。

2月27日：首相が全国の小中高校の休校要請を、3月2日から休校となる。

2月28日：前日の決定における前提要因が大きく変更。状況は大きく変化したと判断し、センター施設を翌日から休館措置とすることを決定。

各施設における休館日は以下のとおり。

1) 理学部自然史標本館：2月29日より休館

2) 史料館：月曜日の3月2日より閉室措置（1Fの閲覧室・魯迅記念展示室出張展示）

3) 植物園：3月19日まで冬季休園中のため20日より臨時休園措置

※東北大学の行動指針(BCP)は4月7日に策定されていることから、それ以前の期間は国等の動向を判断根拠として休館措置を決定した。判断根拠は、国所管博物館等の休館措置と学校の休校措置による。

◎令和2年10月16日 センターガイドライン策定。以降はガイドラインに従い運営。

◎令和4年1月21日 センターガイドライン改定。東北大学の行動指針(BCP)の整備改訂の状況、展示公開施設での感染症対策の知見の増加と対策の強化を踏まえ、ガイドラインを改定した。

1. 趣旨と基本方針

本ガイドラインは、東北大学学術資源研究公開センターを構成する組織が運営している、広く一般向けに公開するための展示公開施設において、開館する際に実施しなければならない新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止のための対策を示すものである。

学術資源研究公開センターにおける研究活動、運営業務に際しての感染症防止対策は、先に策定した「学術資源研究公開センター感染症防止対策実施方針」に則ることとする。その上で、展示公開施設の一般への公開にあたって対処すべき点を、本ガイドラインにおいて策定する。本ガイドラインに基づき、センターを構成する組織が運営する展示公開施設ごとに具体的な対策を定め、センター安全衛生管理室が確認を行う。

センターを構成する組織が運営する展示公開施設は、「新型コロナウイルス感染拡大防

止のための東北大学の行動指針（BCP）」レベル2以下の場合に、各組織での対策の実施を前提として開館することができる。BCPレベルが3以上に引き上げられた場合は、直ちに公開を中止し、閉館措置をとる。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）の改訂に沿って適宜見直されるものとする。

2. ガイドラインの対象

①東北大学学術資源公開研究センターを構成する、総合学術博物館、史料館、植物園の3組織が運営する、一般向けの次の展示公開施設を対象とする。

理学部自然史標本館、史料館、植物園本館、植物園八甲田分園

②外部の機関と連携して、外部施設において開催する展示等においては、当該施設の方針に従うとともに、本ガイドラインに従い具体的対策をとることとする。

3. 参考とした資料

本ガイドライン策定にあたっては以下の資料を参考とした。

（参考とした資料）

- ・博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益財団法人日本博物館協会、令和2年5月14日）
- ・催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部、令和2年6月16日）

4. 具体的な対策

I. 来館者の安全確保のために実施すること

- | | |
|---|--|
| 1 | 以下に該当する者の来館を禁止する。来館前の検温実施要請のほか、来館を禁止する下記の条件を、事前にホームページ等で周知するとともに施設入口に表示する。 <ul style="list-style-type: none">・37.5℃以上の発熱があった場合・味覚・聴覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛などの体調不良がある場合・新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合・海外から入国し14日を経過していない場合 |
|---|--|

| | | |
|------------------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・海外から入国し 10 日を経過していない者と濃厚接触がある場合 ・陽性者と 10 日以内に（濃厚）接触あった場合 | |
| 2 | 各施設の入り口等にサーモカメラを配置する。 | |
| 3 | 感染者発生時の感染経路把握のために、来館者に氏名及び連絡先の記載を求める。記載された情報は、保健所等公的機関に提供される場合があることに同意を得る。 | |
| 4 | 感染者が発生した際のホームページ等での周知については、大学本部の指示に従い、適切に実施する。 | |
| 5 | 来館者自身が来館日時を記録することを促すとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。またその旨を事前にホームページ等で周知すると共に施設の入口に表示する。 | |
| 6 | 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒、来館者同士の距離の確保、会話の制限を要請する。職員のマスク着用、窓口のビニールカーテン等設置、施設内の換気・消毒の徹底など、大学側が実施する感染予防対策についても、来館者へ周知する。これらについて、事前にホームページで周知するとともに、施設の入口および施設内の目立つ場所に表示する。 | |
| 7 | <p>施設内で感染が疑われる者が発生した場合、施設スタッフは以下の対応を行うこととし、各施設において具体的な手順等を事前に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。体調不良者は速やかに別室へ移し隔離する。 <p style="text-align: center;">宮城県・仙台市コールセンター：022-398-9211</p> | |
| 8 | 職員から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話および来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、掲示物やボードなどによる案内を充実させる。 | |
| II. 職員の安全確保のために実施すること | | |
| 1 | 基本的な対策（連絡先・勤務状況・健康状況の把握、マスク着用・手指消毒など）は、学術資源研究公開センター感染症防止対策実施方針に従う。 | |
| 2 | 清掃やゴミの廃棄、消毒作業を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。 | |
| 3 | 清掃やゴミ廃棄作業、消毒作業を終えた後は、必ず手洗いと手指の消毒を行う。 | |
| III. 展示公開施設の管理 | | |
| ①全般 | 1 | 手指消毒用アルコールを施設入口に設置し、来館者に利用を促す。 |
| | 2 | ドアノブ、手すりなど、来館者が接触する場所は、一日 2 回以上、定期的に消毒する。 |
| | 3 | 車椅子等の貸出物について十分な消毒を行う。 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| | 4 | パンフレット等の配布物は手渡し配布せず、据置き方式とする。 |
| | 5 | 開放できる窓や扉の開放、熱交換器・サーキュレーター等の使用など、常時適切な室内換気循環を行う。設置が可能な場所には、空気清浄機を設置する。 |
| | 6 | 来館者が接触する場所を減らすために、開放可能なドアは開放する。 |
| | 7 | 来館者用エレベーターは、車椅子等の利用者のみ利用を制限する。案内する職員は、エレベーターに同乗しない。利用後は、ボタンなどを消毒する。 |
| | 8 | 備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。 |
| ②展示 公開ス ペース 等 | 1 | 各施設において、展示公開スペースへの入室者数の上限を設定し、それを越える場合は入室を制限する。スタッフが巡回し、混雑状況を逐次確認をするとともに、密集しないよう、必要に応じて誘導を行う。入室者数の上限は、相互に 4m の間隔を空けた状態でも、なおかつ余裕がとれる人数以内とする。 |
| | 2 | 来館者が自由に手を触れることのできる、ハンズオン展示やスタンプ等は中止し、撤去する。撤去が難しい機器類については、接触禁止の掲示を行う。 |
| | 3 | 展示ケースの手が触れる範囲の清拭消毒を、一日 2 回以上、定期的に行う。 |
| | 4 | 展示公開スペースには、二酸化炭素濃度センサーを設置し、二酸化炭素濃度が 1000ppm を越えた場合は、入室者を制限する。 |
| ③窓口 | 1 | アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来館者と窓口職員の間を遮蔽する。 |
| | 2 | 窓口に並ぶ際に、2m を目安に間隔を空けた整列を促すフロアマーカーなどを設置する。 |
| ④休憩 ス ペ ー ス | 1 | 休憩用の椅子は、密接しないよう間隔を空けて配置する。 |
| | 2 | テーブル、椅子等の什器の消毒を一日 2 回以上、定期的に行う。 |
| | 3 | 熱中症対策のための水分補給以外、飲食を禁止する。 |
| ⑤トイ レ | 1 | 不特定多数が接触する場所の、清掃・消毒を定期的実施する。 |
| | 2 | ハンドソープと消毒液を設置し、手洗い励行を促す掲示と、適切な手指洗浄方法の掲示を行う。 |
| | 3 | 使用前に附帯の便座クリーナーを利用するよう掲示する。 |
| | 4 | トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示する。 |
| | 5 | ハンドドライヤーを撤去し、使い捨てペーパータオルを設置する。 |
| IV. 団体利用や案内の制限ほか | | |
| 1 | 展示公開施設内における教職員やボランティアスタッフによる案内は、上記の対策を徹底し、相互の距離を充分確保できる人数に限定した場合のみ行うことができる。 | |
| 2 | 案内を伴う一般団体利用は、上記の対策を徹底し、相互の距離を充分確保できる人数に限定した場合のみ行うことができる。 | |
| 3 | 団体利用の際は、各展示スペースに入室可能な人数制限を超えないよう、時間差入室などによって、対人距離を確保し密集を避けるための措置をとる。 | |

| | |
|---|---|
| 4 | 展示に関連した講演会などのイベントを開催する場合は、本学策定の「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に従って実施する。 |
|---|---|

(参考：センター展示公開施設の入室者上限 (定員))

- 理学部自然史標本館：30名 (施設 1,2F 合わせて)
(1階：300 m²、2階：176 m² 合計：476 m² (床面積のみ))
- 植物園本園：100名 展示室内は15名 (展示室：59 m²)
- 史料館：33名 合計 520 m² (床面積のみ)